

## 違約金に関する特約条項

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）が、令和 年 月 日付けで締結した 請負契約（以下「本契約」という。）に関し、乙が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。以下同じ。）の100分の15に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1号又は第2号のいずれかに該当した場合であって、排除措置命令又は審決の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（当該排除措置命令がされなかった場合にあつては、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令。以下同じ。）又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決を行い、当該排除措置命令又は審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて却下又は請求棄却の判決が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条による刑が確定したとき。

第2条 前条の場合において、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する請負代金額の100分の15に相当する額の違約金に代えて、請負代金額の100分の20に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する確定した納付命令又は確定した審決（納付命令に係る審決に限る。）について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が本契約に係る工事の請負に関し、独占禁止法等に抵触する違反行為は行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

第3条 乙が第1条又は第2条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 茨城県土浦市大和町9番1号  
土浦・かすみがうら土地画整理一部事務組合  
氏名 管理者 安藤 真理子 印

請負者 住所  
氏名 印